基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年八月二十九日を基準日と定め、同日正午現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年九月十四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年八月十三日

東京都墨田区緑三丁目二番一二号

株式会社クレッセント

代表取締役　小谷　創

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年八月二十九日を基準日と定め、同日正午現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年九月十四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年八月十三日

東京都墨田区緑三丁目二番一二号

株式会社バーチャル・アイ

代表取締役　小谷　創

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年八月三十一日を基準日と定め、同日午後六時現在の株主名簿上の第一種株主をもって、第一種株式一株に対し第二種株式一万株を与える無償割当てを受ける第一種株主と定めましたので公告します。

平成二十四年八月十三日

岐阜県関市新迫間一二番地

シーシーアイ株式会社

代表取締役　岡部　修二

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年八月二十八日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年九月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年八月十三日

大分県大分市都町二丁目一番一〇号

株式会社グランディーズ

代表取締役　亀井　浩

株主名簿管理人事務取扱場所

福岡市中央区天神二丁目一四番二号

日本証券代行株式会社福岡支店

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年八月十三日

神戸市兵庫区新開地三丁目四番一七号

朝日興業株式会社

代表取締役　米田　義一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年八月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年八月十三日

兵庫県伊丹市北伊丹五丁目三番地

アセアントレーディング株式会社

代表取締役　松谷　晴世

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年八月十三日

鳥取市浜坂二六七番地三

ハウス安全サービス株式会社

代表取締役　小池　広道

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年八月三十一日開催予定の臨時株主総会において承認可決されることを条件として、同日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年八月十三日

山口県美祢市伊佐町伊佐四八七〇番地

山陽火薬株式会社

代表取締役　林　豊賢

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である元武善姫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十四年八月十三日

大阪市北区鶴野町三番九―三一〇七号

エムアールシ株式会社

日本における代表者　元武　善姫

限定承認公告

本籍千葉県成田市上町八九〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　京須　孝八

右被相続人は平成二十四年三月七日死亡し、その相続人は平成二十四年七月二十日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十三日

千葉県成田市加良部一―一―三―九〇二

限定承認者　京須　俊明

限定承認公告

本籍千葉県八千代市勝田台一丁目一三番地五八、最後の住所福島県南相馬市原町区大町二丁目五九番地　被相続人　亡　國分　彦美

右被相続人は平成二十四年五月六日死亡し、その相続人は平成二十四年七月三十一日福島家庭裁判所相馬支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十三日

千葉県千葉市若葉区西都賀一丁目四番四―二〇四

限定承認者　國分　昭彦

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市中区栄四丁目二一〇五番地、最後の住所愛知県岡崎市中島町字小園二五番地一　被相続人　亡　山下　禎純

右被相続人は平成二十四年四月十七日死亡し、その相続人は平成二十四年八月二日名古屋家庭裁判所岡崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十三日

愛知県西尾市上永良町古海道三〇番地

限定承認者　加藤由希子

限定承認公告

本籍愛媛県西予市宇和町久保一号一七〇番地、最後の住所静岡県磐田市大原二二四三番地　被相続人　亡　大野　康市

右被相続人は平成二十四年四月十四日死亡し、その相続人は平成二十四年七月三十一日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十三日

滋賀県東近江市下二俣町二一〇―五

限定承認者　奥野　裕明

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は発行済優先出資四千九十三口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年九月十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年八月十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　RW3特定目的会社

取締役　小泉　秀樹

訂正公告

平成二十四年七月二十七日（号外第一六三号）掲載の合併公告及び第八期決算公告（枠組）中、乙の代表取締役に「巳波　一禧」とあるは「寺田　章彦」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年八月十三日

東京都品川区東品川四丁目一〇番二七号

（甲）帝産観光バス株式会社

代表取締役　亀岡　寛治

東京都品川区東品川四丁目一〇番二七号

（乙）株式会社帝産ホールディングス

代表取締役　寺田　章彦

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十四年六月二十九日（号外第百四十二号）目次欄中（原稿誤り）			二二	三を一部
平成二十四年六月二十九日（号外第百四十二号）公布内閣府・国土交通省令第二号（旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則を一部改正する命令）（原稿誤り）			八上	一五を一部
平成二十四年六月二十九日（号外第百四十二号）公布国土交通省令第六十八号（旅行業法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）			二五上	終りから一四

	の一部を
	の一部
	改正する。
	改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十三日付第一七四号六　四ページ●同日付政府調達第一五三号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）